

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（屋外における物品の集積又は貯蔵）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1)基本的遵守事項	<p>ア、優れた景観の形成（地域の個性の尊重，周辺との調和）</p> <p>イ、市町村条例との整合</p> <p>ウ、住民協定等との整合</p> <p>エ、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証</p>	
	(2)位 置	<p>ア、景勝地等及びその周辺地域における，行為地の選定に当たっての配慮</p> <p>イ、優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮</p> <p>ウ、主要幹線道路等からの後退</p> <p>エ、行為地が山稜の近傍にある場合，稜線を乱さないための配慮</p>	
	(3)敷地の緑化	<p>ア、敷地内の緑化</p> <p>イ、既存樹木の修景への活用</p> <p>ウ、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い</p>	
	(4)その他	<p>ア、敷地内の施設間及び周辺との調和</p> <p>イ、屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽</p> <p>ウ、屋外照明の光量</p> <p>エ、行為期間中の修景</p> <p>オ、その他</p>	
屋外における物品の集積又は貯蔵	(1)集積又は貯蔵の方法	<p>ア、主要な展望地から見えないような配慮</p> <p>イ、適切な集積又は貯蔵</p>	
	(2)遮へい	<p>ア、出入口の限定と道路等の公共用地から見えにくい位置</p>	
	(3)その他	<p>ア、法面、擁壁に対する配慮</p> <p>ア) できる限り緩やかな勾配</p> <p>イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料</p> <p>ウ) 自然植生と調和した緑化等による修景</p> <p>イ、跡地利用計画を考慮した行為の実施，行為終了後の速やかな計画の実施</p> <p>ウ、行為終了後の緑化等による速やかな修景</p>	